令和７年度定期監査［工事］報告書
（令和６年度執行分　第２回）

武蔵野市立第一中学校改築工事
武蔵野市立第一中学校改築に伴う電気設備工事
武蔵野市立第一中学校改築に伴う機械設備工事

武 蔵 野 市 監 査 委 員

㊨

7 武 監 第 241 号
令和 7 年12月 5 日

武　蔵　野　市　長　　小美濃　安　弘　殿
武蔵野市議会議長　　木　﨑　　剛　殿
武蔵野市教育委員会教育長　　吉　原　　健　殿

武蔵野市監査委員　　小　島　麻　里
武蔵野市監査委員　　大　野　あつ子

令和７年度定期監査［工事］（令和６年度執行分　第２回）の結果報告について

地方自治法第199条第１項及び第４項の規定により、下記について監査を実施したので、同条第９項の規定に基づき、その結果報告を提出します。

指摘事項等については、措置を講じたうえ、再発防止のための職員の研修や定期的な打合せでの事務統一等を行うようお願いします。

この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたものについては、同条第14項の規定により、通知願います。

記

工事の名称　　武蔵野市立第一中学校改築工事
武蔵野市立第一中学校改築に伴う電気設備工事
武蔵野市立第一中学校改築に伴う機械設備工事

目　　次

第１　監査の種類　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

第２　監査の対象　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

第３　監査の期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

第４　除斥　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

第５　監査の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

第６　監査の結果　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

［１］　工事概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

［２］　指摘事項等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

第１　監査の種類

地方自治法第199条第１項及び第４項の規定による監査

第２　監査の対象

武蔵野市立第一中学校改築工事
武蔵野市立第一中学校改築に伴う電気設備工事
武蔵野市立第一中学校改築に伴う機械設備工事

第３　監査の期間

令和７年３月10日から令和７年11月20日まで
実地調査日　　令和７年５月30日

第４　除斥

小島監査委員は、令和４年４月１日から令和５年３月31日まで本市財務部長の職にあり、本件に業務上関与していたため、当該部分について、地方自治法第199条の２の規定に基づき除斥した。

第５　監査の概要

この監査は、武蔵野市監査基準に従い、工事の設計、施工等が法令等に適合し、正確に執行されているかどうかを主眼に、経済性、効率性及び有効性の観点にも留意して公益社団法人日本技術士会と工事技術調査の業務委託契約を締結し、その協力を得て実施した。

第６　監査の結果

「第５　監査の概要」に掲げたとおり審査した限りにおいて、監査の結果は、次のとおりである。

改善又は検討を要する事項及び実地調査の際に示した軽微な事項については、今後の工事に役立てるよう要望する。

なお、文中「指摘事項」とは、武蔵野市監査基準第16条第４項にいう「是正」を指し、不当又は不正な事務処理があった場合に、その事実を指摘して是正を求めるものであり、「監査意見」とは、武蔵野市監査基準第16条第４項にいう「改善」を指し、不当又は不正な事務処理には該当しないが改善の可能性があると認められる事実があった場合に、市の組織及び運営の合理化に資するための意見を表明するものである。

［１］　工事概要

［１］－１

（１）工事名称　　武蔵野市立第一中学校改築工事

（２）施工場所　　武蔵野市中町３丁目９番５号

（３）工　　期　　令和５年９月21日～令和７年10月31日

（４）施工理由　　武蔵野市学校施設整備基本計画による。

（５）工事内容　　校舎・体育館棟　構造：鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造　地上４階

延べ床面積：9,230.63㎡

駐輪場１・２　　構造：アルミニウム合金造　地上１階

延べ床面積：44.92㎡

受水槽　　構造：鉄骨造（ステンレス鋼）　地上１階

延べ床面積：3.88㎡

（６）請負業者　　松村・清本建設共同企業体

（７）契約金額　　3,875,168,000円（消費税込み）（契約変更後）

（８）設計・工事監理

1)　武蔵野市立第一中学校及び第五中学校改築基本設計・実施設計等業務委託

452,934,900円（消費税込み）

令和３年５月26日から令和５年３月17日まで

株式会社佐藤総合計画

2)　武蔵野市立第一中学校改築に伴う工事監理等業務委託

84,986,000円（消費税込み）

令和５年10月19日から令和７年11月14日まで

株式会社佐藤総合計画

［１］－２

（１）工事名称　　武蔵野市立第一中学校改築に伴う電気設備工事

（２）施工場所　　武蔵野市中町３丁目９番５号

（３）工　　期　　令和５年９月21日～令和７年10月31日

（４）施工理由　　武蔵野市学校施設整備基本計画による。

（５）工事内容　　受変電設備工事、電灯設備工事、動力設備工事、特殊照明設備工事、構内情報通信網設備工事、構内交換設備工事、情報表示設備工事、映像・音響設備工事、放送設備工事、誘導支援設備工事、テレビ共同受信設備工事、監視カメラ設備工事、防犯・入退室管理設備工事、火災報知設備工事、構内配電線路工事、構内通信線路工事等

（６）請負業者　　日本コムシス株式会社（令和６年７月１日付サンワコムシスエンジニアリング株式会社から原契約の権利・義務を承継）

（７）契約金額　　465,773,000円（消費税込み）（契約変更後）
（８）設計・工事監理　　［１］－１に同じ。

［１］－３
（１）工事名称　　武蔵野市立第一中学校改築に伴う機械設備工事
（２）施工場所　　武蔵野市中町３丁目９番５号
（３）工　　期　　令和５年９月21日～令和７年10月31日
（４）施工理由　　武蔵野市学校施設整備基本計画による。
（５）工事内容　　空気調和設備工事、自動制御設備工事、換気設備工事、衛生器具設備工事、給水設備工事、排水設備工事、給湯設備工事、消火設備工事、ガス設備工事等
（６）請負業者　　太平・横河建設共同企業体
（７）契約金額　　847,352,000円（消費税込み）（契約変更後）
（８）設計・工事監理　　［１］－１に同じ。

［２］　指摘事項等

１　工事の背景及び計画

本市の市立小中学校施設の多くは昭和30年から50年代に建築され、最も古い学校施設は令和２年に築後60年を超えた。市では、「公共施設再編に関する基本的な考え方」（平成25年３月）において、既存施設を原則60年は使用することとしており、学校施設もこの方針に基づき維持管理を行ってきたが、今後連続して築後60年が到来するため、計画的に更新を行う必要がある。

学校施設の更新は多大な費用と時間を要し、市政に大きな影響を与えるため、着実かつ計画的に実施できるよう、令和２年３月に「武蔵野市学校施設整備基本計画」を策定し、今後20年余を見据えた目指すべき学校施設の基本的な方向性と、具体的な施設の整備方針及び標準的な仕様を定めた。当該計画に基づき、更新時の物理的余裕および地域性を鑑み、学校ごとに検討を行うこととした。

２　設計事務所の選定

武蔵野市立第一中学校改築事業は、第五中学校改築事業とともに、これから武蔵野市で始まる24年間にも及ぶ16校の改築事業の最初の事業であり、その設計には、「武蔵野市学校施設整備基本計画」や「武蔵野市立第五中学校改築基本計画」及び「武蔵野市立第一中学校改築基本計画」を踏まえ、生徒の学びの場として快適な空間を形成するだけでなく、周辺住民をはじめとした市民にとっても親しみの持てる施設として、景観への配慮などを行うほか、環境問題への取り組み、長期にわたる建物の修繕の工夫や将来の転用を見据えた構造計画などが求められ、設計者の選定は極めて重要である。

これらのことを踏まえ、市は今後の改築事業のモデルとなるような柔軟で高度な発想力や設計能力を有し、かつ、２校を同時に設計可能な組織力も有する設計者を選定するため、

公募型プロポーザルを実施することとした。プロポーザルの審査は、教育や建築、都市に関する専門知識をもつ学識経験者、改築校の校長、行政関係者からなる８名の委員で構成する「武蔵野市立第一中学校及び第五中学校改築に係る設計事業者選定委員会」により行うこととした。これを受け、同選定委員会では、厳正かつ慎重な議論を重ねた上で、令和３年３月に優先交渉権者を選定した。

３　設計

敷地の周辺に公共施設が位置していることから、正門前に広い空間（Machi コモンズ）を設けて地域に開かれた配置計画となっている。校舎外観は武蔵野市民文化会館、中央図書館、周辺の集合住宅に合わせた色彩計画により「街とのつながり」を感じさせるものとなっている。教室にはグラウンドに面して大きな開口をとり、細長い形状の柱の採用により視界を広げている。バルコニーは設けない計画としている。陰影の深い外観となるよう意識されている。既存の学校では端部に設けることの多かった図書館機能を校舎中央部に配置している。南側に普通教室、北側に特別教室を配置している。管理諸室はグラウンドや正門への見通しの良い１階南側に配置した計画としている。中央の階段を日常使いの階段として設定し、西端、東端にも階段を配置している。配置計画、平面計画、避難・防災計画をよく練り、さまざまな形態の学習を行いやすく工夫している。実際に使用し始めて良かった点、改善を要する点などが現れてくると思われるので、それらが今後改築する学校の計画にフィードバックされる仕組みがあると望ましい。

耐震壁付ラーメン構造とし、外壁側に耐震壁を設けている。基礎下には既製杭を採用している。校舎床にはボイドスラブを採用し、天井の高さを確保しつつ階高を抑えるよう計画している。設備用の開口も構造図に表現し、齟齬のない設計図を作成している。

居室天井下地施工状況

照明器具にＬＥＤを採用している。普通教室と職員室には明るさセンサーを配置して昼光制御を行っている。停電時対策として、電源自立型のガスヒートポンプエアコン（ＧＨＰ）を設けている。

避難所開設時の充電用コンセントは設置場所を限定する代わりに口数を多く計画している。また、防犯カメラの設置を計画している。

主たる空調設備としてビル用マルチパッケージエアコンを採用している。その他、中圧ガス使用のＧＨＰを設けている。１階は階高に余裕があるため、天吊形の熱交換ユニットを採用しエネルギー回収を図っている。２階以上は階高を抑えているため、大型の床置形熱交換ユニットを採用し、各室に設けた二酸化炭素センサーによる可変風量（ＶＡＶ）制

御を行っている。給水は受水槽を設ける加圧給水方式としているが、生徒が直接口にする水の系統には直圧給水方式を採用している。体育館の屋根を利用して雨水を貯留し、マンホールトイレの洗浄用水として活用する計画である。プール棟倉庫に可搬ポンプを置いてプール水の利用も可能にし、汎用性の高い災害対策を行っている。

建築基準法、消防法のほか、武蔵野市まちづくり条例に適合するよう計画されている。条例に関しては、基本設計が始まってすぐに協議を開始している。漏れがないように、法規チェックリストを作成している。

令和６年度定期監査［工事］報告書（令和６年度執行分 第１回）（以下、令和６年度第１回工事監査報告書という。）において、設計等業務の委託仕様書の記載内容と実際に納品された成果物等との対応をわかりやすく整理するよう意見を付したが、本案件も同様の状態であり、実地調査日時点ではまだ整理中とのことであった。

４　積算

積算について一部を調査した。金属屋根工事に関して、数量拾い、集計、内訳書、見積比較の各項目と金額とを対照した。調査した範囲において齟齬はなかった。

５　契約

改築工事（建築）は当初採用した総合評価一般競争入札が不調となり、改めて制限付一般競争入札で入札を行った。改めて入札を行うに際して改善した事項は次の２点であった。①設計内容を減ずることはせず、資材類の査定率を高めに設定し直した、②現場に接する道路が狭く、搬入計画に特別の配慮が必要なため、工期を長く設定し直した。これらの措置により予定価格を当初より高く設定し直し、落札者を確保することができた。査定率の設定方法については、施設課において従前の実績を鑑み、かつ、他案件の実情を参考にして５％刻みで設定しているものの、昨今の資材価格の急騰を受けて、適切な価格について判断しかねる状況にあり、さらに、工事入札の不調も増えるなかで、不調発生のリスクを下げるために高めの査定率を設定せざるを得ないとの説明があった。

また、改めて行われた改築工事（建築）の制限付一般競争入札では、３者が入札参加したものの、入札金額を入れたものが１者のみであったため、入札金額での競争ができなかった。本来は辞退なく競争され入札が成立するのが望ましい。事業を計画通り円滑に進めるために、今後も工事現場の周辺環境や労働条件を模索する必要があると考える。

令和６年12月に適切な契約変更が行われ、調査日時点では、変更契約の次の予定はなかった。現場には軽微な変更事項が多々存在するため、増・減の金額根拠を適切に管理し、今後も金額が大きくなる場合には適切な変更契約を締結することが望ましい。

工事監理業務の委託予定価格算出は、東京都の積算基準に基づいており、計算シートに必要事項を入力すると自動的に予定価格が算出される。改築工事（建築）・電気設備工事・機械設備工事の３者の受注者が確定してから工事監理業務を発注するようにしていた。

6　監理

令和７年３月、クレーン揚重作業中に荷の一部が落下する事故が発生した。揚重作業について、施工計画書の内容やどのような判断で承諾したのかを尋ねたところ、工事監理者から、揚重については総合施工計画書で記されているのみであり、わずかな記載内容で具体的記述に乏しかった、と説明があった。工事監理者の確認が十分であったとは言えない状態である。これ以外の現場作業については、工事の状況に合わせて、監督員、工事監理者が確認し、必要に応じて立会いを行っていた。監督員だけが立ち会うこともあった。

監理報告書を調査した。杭工事の施工報告書については、具体的な監理内容と記録写真が添付されており、状況をよく把握できる報告書となっていた。一方で、直近の監理報告書が提出されておらず、１月、２月の報告書も翌月下旬または翌々月の提出となっていた。

現場定例会議の資料を調査したところ、月１回の総合定例会議と、毎週１回の週間定例会議が開催されていた。各会議の打合せ内容について詳細に記録されていた。揚重事故を除いて、よく監理されているものと認められた。

7　施工

前述の揚重作業中の事故について、当該作業に関する詳細な施工計画が作成されていなかった。揚重作業に関する計画については、総合施工計画に数行記載されているのみであった。朝礼時に注意喚起を行っていたものの、元請建築工事の現場代理人が詳細な作業内容を確認しておらず、協力会社の担当者に任せきりになっていた。クレーン作業による落下事故の経験もなかったため安易に考えられていたようである。総括監督員より「当日やるべきことをやっていなかった。作業確認をしていなかった。新規入場者への確認が抜けていた」と総括された。

他の工事関係書類は、調査した範囲において適切に作成されていた。杭工事、ボイドスラブ、体育館鉄骨工事、電気設備工事、機械設備工事について、調査した範囲内においては、施工計画書、施工図、工事記録写真、施工体制台帳、定例会議録がファイルに適切にまとめられており、施工計画や実際の施工状況について第三者が確認しやすい状態になっていた。特に、機械設備工事の施工者が作成した施工計画書には作業内容をイラストで示してあり、たいへん理解しやすいものであった。

改築工事（建築）、機械設備工事には外国人の作業員も従事しており、工種にもよるが建築で３～４割、機械設備で３割程度の従事者であろうとの回答があった。電気設備には現状で該当者がいなかった。65歳以上の高齢作業者は、建築・機械設備では１割ほど従事しているが、電気設備にはいないという説明があった。対象者には、高所作業に従事させない、健康状態をよく確認するなどの配慮をしていた。全体として、40～50歳代の従事者が多く、20～30歳代の若手従事者が少ないとのことであった。

現場の防犯対策として、くぐり戸・ゲートの施錠確認、防犯カメラの設置（３台程度。代理人の携帯電話等で確認可）、連続休暇時の巡回警備、貴重品管理が挙げられた。

地震時は、震度４以上で工事を中止する社内ルールになっている。火災、地震など災害時の緊急事態対応計画は社内書類として作成している。

電気設備工事の日本コムシス株式会社は第五中学校の改築工事等も受注しているが、社内技術者の人数が多いため同時進行でも問題がないと説明された。

交通安全は、総合施工計画書に記載された内容により管理されていた。敷地東西に道路（それぞれ一方通行路）があるため、東西に工事用ゲートを設けている。交通誘導員を常駐させ工事車両の適切な誘導と交通安全管理を行っている。誘導員は道路にも配置している。騒音振動計によって作業状況を監視している。

工事現場の仮囲いの角部には透明パネルを設けて向こう側の通行を視認できるようにしている。

調査日時点において屋上までの躯体打設が完了しており、床のレベリング、内装下地、天井吊機器類の設置、ダクト、配管、配線の工事が進行中であった。現場実査では、４階から順に下階に降りて全体の施工状況を確認したが、調査当日は悪天候であったため、屋上及び屋外については調査を行わなかった。また、施工作業中のエリアには立ち入らなかった。

１階便所ピット内の配管施工状況も確認した。現場には各工事の資材が仮置されているが、よく整理整頓されており好ましい状況であった。

ピット内の状況

資材置き場の状況

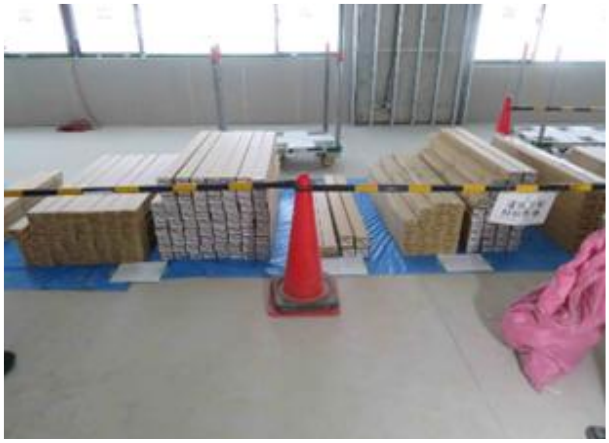

８　その他

施工計画は調査した範囲において、揚重作業を除き適切に作成されていた。施工者による安全管理は徹底されたい。

令和６年度第１回工事監査報告書において、設計・工事に関する文書等について、保存すべき文書の種類及び年限の精査をされたい旨の意見を付したが、実地調査日時点では、まだまとめられていなかった。

本工事についての指摘事項等は、下記のとおりである。なお、工事期間中に改善が必要なものについては、実地調査時又は調査後に所管課へ指導を行った。

記

［教育企画課　指摘事項］

1　改築工事及び機械設備工事において、工程表が約款に定められた期限内に提出されていなかった。

2　監理報告書について、監理業務委託仕様書に記された「翌月初めに提出すること」との規定が守られていなかった。

契約事務規則等に基づき、適正に処理されたい。

［教育企画課　監査意見］

1　建築資材の落下事故について

令和７年３月に、クレーン揚重作業中に荷の一部が落下する事故が発生した。綿密な計画が作成されず、元請現場代理人や工事監理者、監督員の確認を受けることなく作業が進められ、当日が強風であったことによって生じた事故である。安全管理について、それぞれの立場で十分に確認するよう努められたい。